

岩手県暴力団排除条例施行手続に関する訓令

(平成23年6月22日岩手県警察本部訓令第9号)

警察本部
警察学校
警察署

岩手県暴力団排除条例施行手続に関する訓令を次のように定める。

岩手県暴力団排除条例施行手続に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、岩手県暴力団排除条例施行規則(平成23年岩手県公安委員会規則第8号。以下「規則」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(説明・資料提出要求書の送達)

第2条 組織犯罪対策課長は、条例第20条の規定に基づく調査を行うときは、当該調査の相手方に対し、説明・資料提出要求書を送達するものとする。

2 規則第3条第3項の「相当な期間」は、原則として、調査の相手方に説明・資料提出要求書が送達されてから2週間以上の期間とする。ただし、当該調査の相手方の承諾が得られている場合で、説明又は資料の提出のため十分な期間があると認められるときは、この限りでない。

(口頭説明の聴取)

第3条 組織犯罪対策課長は、規則第4条第1項の規定に基づき口頭説明の聴取をする警察職員(以下「説明聴取官」という。)を指定するものとする。

2 説明聴取官は、口頭説明の聴取を行うときは、調査の相手方に対し、説明を求める理由及び求める説明の内容を明らかにしなければならない。

3 説明聴取官は、口頭説明の聴取を行うときは、説明聴取官が指定する警察職員に事情聴取書(様式第1号)を作成させるものとし、これを調査の相手方に閲覧させ、又は読み聞かせて誤りのないことを確認した上調査の相手方に署名押印を求めるものとする。この場合において、調査の相手方が署名押印を拒んだときは、当該事情聴取書にその旨を記載させるものとする。

4 説明聴取官は、調査の相手方が事情聴取書の作成を拒んだとき、事情聴取書を作成するいとまがないときその他事情聴取書を作成することができないときは、事情聴取報告書(様式第2号)を作成するものとする。

5 説明聴取官は、口頭説明の聴取に当たって、資料の提出を受けた場合には、提出物件目録(様式第3号)を作成し、その写しを提出者に交付するものとする。

6 説明聴取官は、提出物件の所有者がその所有権を放棄する旨の意思を表示したときは、所有権放棄書(様式第4号)の提出を求めるものとする。

7 説明聴取官は、提出物件を還付するに当たっては、提出物件還付請書(様式第5号)と引換えに行うものとする。

(調査後の措置)

第4条 組織犯罪対策課長は、違反行為の有無にかかわらず、調査結果について、調査結果報告書(様式第6号)その他資料により公安委員会に報告するものとする。

(勧告後の措置)

第5条 組織犯罪対策課長は、勧告の原因となった違反行為に係る是正の有無を確認し、その結果を公安委員会に報告するものとする。

(公表の方法)

第6条 規則第6条のインターネットによる公表については、岩手県警察ホームページに掲載して行うものとする。

(意見聴取通知書の送達)

第7条 規則第7条第4項の「相当な期間」は、当事者に意見聴取通知書が送達されてから2週間以上の期間とする。

(口頭による意見の聴取)

第8条 第3条の規定は、口頭意見聴取について準用する。この場合において、同条中「説明聴取官」とあるのは「意見聴取官」と、同条第1項中「規則第4条第1項」とあるのは「規則第8条第1項」と、同項から第3項まで及び第5項中「口頭説明」とあるのは「口頭意見」と、同条第2項中「説明を求める理由及び求める説明の内容」とあるのは「予定される公表の原因となる事実及び公表の根拠となる条例の条項」と、同項から第4項までの規定中「調査の相手方」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

(意見聴取後の措置)

第9条 組織犯罪対策課長は、意見を述べる機会を与えた後、総括報告書(様式第7号)その他資料により公安委員会に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

事情聴取書		
事案の件名		
供 述 書	氏 名	
	年 齢	年 月 日生(歳)
	住 所	電話 ()
	職 業	
聴 取 者	所属 階級 氏名 印	
聴 取 日 時	年 月 日 時 分 から 時 分までの間	
聴 取 場 所		
みだしの件につき、本職が上記供述者から事情聴取したところ、供述の内容は次のとおりであった。		

注 供述の内容については、所定の欄に続き、別紙(横罫紙)に記載の上、これを添付すること。

様式第2号(第3条関係)

事情聴取報告書
年 月 日

取扱者	所属 階級	氏名	印

様式第5号(第3条関係)

提出物件還付請書			
			年 月 日
様			
		住所	
		氏名 印	
下記目録の物件の還付を受け、領収しました。			
記			
目 録			
番 号	標 目	数 量	備 考
取扱者	所属 階級	氏名	印

注 目録欄の記載は、取扱者において行うこと。

様式第6号(第4条関係)

調査結果報告書	
年 月 日	

不必要

違反行為	違反条項	
	概要	
対象者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	職業	
公表が必要又は不必要であると認めた理由		

注1 不要の文字は、二重線で消すこと。

- 2 公表が必要であると認めるときは、違反条項欄に当該公表の原因が公安委員会による調査を拒んだことであるか勧告に従わなかったことであるかを、概要欄には正当な理由がなく、それを拒み、又は従わなかった旨を記載すること。
- 3 対象者が法人であるときは、対象者の住所欄にその所在地を、氏名欄にその名称を、職業欄に代表者の氏名を記載すること。
- 4 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。